

藤沢市図書館ブックリスト広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市図書館財源確保対策実施要領に定めるブックリストへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載料等)

第2条 広告の掲載料等は次のとおりとし、使い切りまで使用する。

- | | | |
|-----|---------------|--------------|
| (1) | 赤ちゃんと楽しむ絵本の時間 | 10,000円／300冊 |
| (2) | 子どもと楽しむ絵本の時間 | 5,000円／80冊 |
| (3) | はじめて出会う物語 | 3,000円／60冊 |

(広告の掲載内容)

第3条 広告を掲載する位置及び規格等は、総合市民図書館長が指定した位置とする。

附則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。